

説 明 書

公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）では、戦略産業雇用創造プロジェクトにおける企業の事業拡大支援等により創出される雇用の機会に機動的に対応すべく、戦略分野に対応した汎用的な基礎知識、技術の習得を目指した研修会の開催を通じた求職者等の基礎的な能力開発を実施するとともに、ジョブ・カードによるキャリア・コンサルティングを通じた離職後の早期再就職を支援することを目的として、能力向上研修事業を実施することとしましたので、企画提案公募による公募型プロポーザル方式により、受託事業者を募集します。

第 1 業務の概要

1 業務名

能力向上研修事業業務委託

2 業務内容及び委託料上限額

訓練業務及び就職支援業務並びにこれらに付随する業務の委託

（訓練内容等については、別添 1 「仕様書」に記載しています。）

第 2 プロポーザル参加資格

訓練業務等を委託する訓練機関は、次の 1 から 5 までに掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

1 入札参加資格等

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

（1）山口県（以下「県」という。）が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成25年山口県告示第262号）に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。

（2）業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けている者でないこと。

2 実施体制

次のいずれにも該当する者であること。

① 帳簿の適切な保管

能力向上研修の実施日、受講者その他の能力向上研修に関する事項を記載した帳簿を適切に保管すること。

② 業務運営体制の構築

能力向上研修に係る苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る業務運営体制を整備すること。なお、苦情は講師以外の者が受け付けること。

③ 個人情報の適切な管理

能力向上研修の受講者の個人情報を取り扱うに当たって、当該者の権利及び利益を侵害することのないような管理及び運営を行うこと。

④ 責任者の配置

能力向上研修が行われる施設ごとに、当該施設において行われる職業訓練の適正な実施の管理に係る専任の責任者（以下「施設責任者」という。）を配置すること。

⑤ ①～④以外に適正な業務運営体制

①から④までに掲げるもののほか、本研修の適正な実施を確保するための措置を講ずること。具体的には、②の苦情を受け付ける者、④の施設責任者のほか、受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する窓口としての事務担当者を配置すること等であること。

3 欠格要件

次のいずれにも該当しないこと。

① 罰則適用者

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他職業能力開発に係る事業に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

② 租税等の納付が適正に行われていない者

その納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていない者

③ 不正行為により認定を取り消された者

過去に求職者支援訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことを理由として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けた者又は過去に求職者支援訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことにより、当該求職者支援訓練が同条第一項各号のいずれかに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該認定の取消しを受けた者又は当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。③、④、⑤及び⑭において同じ。）又は役員であった者を含む。）

④ 認定取り消しから5年を経過しない者

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けた者（③の認定の取消しを受けた者を除く。）、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認定の取消しを受けた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であった者を含む。）

⑤ 5年以内に行った行為が認定取り消しから5年を経過しない者

過去5年以内に行った求職者支援訓練が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第1項各号のいずれか（③の厚生労働大臣が認めた者に係る

ものを除く。)に適合しないものと厚生労働大臣が認めた者(当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であった者を含む。)

⑥ 暴力団関係者 (i)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下⑥において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、この欠格要件において「暴力団員等」という。)

⑦ 暴力団関係者 (ii)

暴力団員等がその事業活動を支配する者

⑧ 暴力団関係者 (iii)

暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

⑨ 破防法該当団体等

破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその構成員

⑩ 風俗営業業務従事者

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者及びこれらの営業に係る業務に従事する者

⑪ 会社更生法申立者

会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

⑫ 破産者等

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

⑬ 未成年者の法定代理人等が欠格事由に該当する者

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が

①から⑫までのいずれかに該当するもの

⑭ 欠格事由に該当する役員

申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあっては、役員のうちに①から⑬までのいずれかに該当する者があるもの

⑮ 不適切な行為を行ったもの

①から⑭までに掲げるもののほか、その行った 求職者支援訓練(申請職業訓練を行う者が過去5年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により求職者支援訓練を行わせることが不適切であると高齢障害求職者雇用支援機構が認めた者

なお、⑮の例として、以下のような類型が想定されること。

・認定基準に反する求職者支援訓練を行ったこと。

- ・都道府県労働局（以下「労働局」という。）又は高齢障害求職者雇用支援機構による指導に従わなかったこと。
- ・受講希望者が定員の半数に満たなかったこと以外の理由により訓練を中止したこと。
- ・認定を受けた内容を変更して求職者支援訓練を実施したこと。
- ・公共職業訓練、基金訓練等の公的職業訓練を実施した際、国、中央職業能力開発協会等の業務改善指示に従わなかった実績があること。
- ・雇用保険法第4章の規定により支給される給付金を不正受給した又は不正受給しようとした訓練実施機関であって、労働局が当該不正に係る給付金について不支給決定した又は支給を取り消したもの（当該不支給決定又は支給取消しにより当該給付金を不支給とされている期間に限る。）であること。
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って不適切な行為をするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められること。
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- ・その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 所在地等

山口県内に本店又は支店若しくは営業所等があること。

第3 企画提案書の作成及び提出

仕様を満たす事業を企画し、応募書類を作成すること。応募書類の作成に当たっては、各様式に記載している注意事項に留意して作成すること。

1 応募書類

(1) 事業計画書

事業計画書は、各訓練業務に係る事業計画書様式により作成し、提出すること。

なお、事業計画書様式に指定された参考資料を添付すること。

(2) 受託金額算定票

受託業務に係る経費を見積り、各訓練業務に係る受託金額算定票様式を作成し提出すること。

2 提出方法

(1) 提出部数

3部（正本1部、副本2部） ※紙媒体による提出とする。

なお、添付資料（参考資料）は別冊にして、1部のみ提出すること。

(2) 事業計画書及び受託金額算定票1部ずつを、事業計画書様式の1ページ目を一番上にして、ホッチキス、クリップ又は綴りひもで綴じること。

※ ファイルに綴じないで提出すること。また、表紙、目次等は付けないこと。

第4 審査の方法

1 審査方針

企画提案の審査は、「プロポーザル審査会」が行う。

プロポーザル審査会は、2に掲げる審査基準に基づき、提出された応募書類を審査し、各コースにつき最も優秀な提案を採択する。

2 審査基準

別表1のとおり

3 審査結果

審査結果については、応募者に書面で通知する。

第5 プロポーザルの手続き等

1 応募書類の提出期限等

(1) 提出期限 平成28年7月21日(木) 15:00まで(必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)

(3) 提出先 公益財団法人やまぐち産業振興財団

2 ヒアリングの実施

応募書類に係るヒアリングを実施する場合は、平成28年7月29日(金)に実施するものとする。

3 選考結果

選考結果は、平成28年8月3日(水)までに提案者全員に対して通知する。

4 費用負担

書類の提出等、企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

第6 契約の締結

提案が採択された事業者と財団との間で協議の上、契約を締結する。契約に当たっては、企画提案された内容によることを基本とするが、内容を変更して契約する場合がある。

第7 注意事項

1 本研修について、同一法人が複数の企画提案を行うことはできない。

2 この手続きに参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

3 財団は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更することがある。

第8 問い合わせ先及び書類提出先

公益財団法人やまぐち産業振興財団 担当：田辺

〒753-0077 山口市熊野町1番10号

Tel 083-922-9926 Fax 083-921-2013 E-mail: tanabe@ymg-ssz.jp

別表 1
審査基準

審査項目	審査事項
基本的事項	・就職のための実践的な職業能力を開発する職業訓練と就職支援を行うという事業の目的が理解されているか。 ・企業の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを的確に反映する工夫があるか。
管理運営体制	・適切な指導や就職支援のために必要な人員を配置・確保できているか。 ・専任の管理運営の責任者がいるか。 ・高等産業技術学校や公共職業安定所等の関係機関との連携できる体制であるか。
訓練環境	・訓練を適切に行うことができる施設が確保されているか。 ・パソコン等の訓練設備は十分確保されているか。 ・訓練生の安全衛生に十分配慮されているか。
訓練内容	・適切な訓練目標、仕上がり像、就職先、取得目標資格が設定されているか。 ・訓練職種に係る基礎的な知識や技能・技術、ビジネスマナー等を効果的に習得できる内容か。 ・知識や技能・技術等を効果的に高められる実践的な訓練内容であるか。
職業意識の涵養・基礎能力の養成等	・仕事や職場の実際や労働条件等の当該職種が置かれている環境、企業が求める人材像が理解できるよう工夫されているか。 ・訓練の受講意欲を喚起させる工夫がなされているか。
就職支援	・就職支援に必要な人員配置・体制が確保されているか。 ・希望に応じた求人情報の収集・提供や就職の相談が適切に実施できる体制か。 ・就職支援の方針が立てられ、それに沿った就職支援内容が計画されているか。 ・ジョブ・カードを活用したキャリア・カウンセリング実施体制が整備されているか。 ・訓練終了後、未就職者に対して、求人情報提供や就職相談等の支援が適切に行えるか。
事業実績等	・過去の実績から、確実に就職に結びつく訓練や就職支援の業務が実施できるノウハウがあるか。